

多古町木造住宅の耐震診断補助制度について

地震に強いまちづくりを進めるため、町民の皆様が現在お住まいの建築物で、昭和56年5月以前に建築された木造住宅の耐震診断を実施する場合に、診断費の一部を補助する事業を平成23年5月1日からスタートいたしました。

耐震診断に先立ち、事前に補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

1. 対象住宅

昭和56年5月31日以前に建築(着工)された町内にある木造一戸建住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上のもの)
地上階数2以下のもの

2. 対象者

①町内に住所がある方
②住宅を所有し、かつ、現に居住していること
※町税などを滞納している世帯の方は補助を受けることができません

3. 補助金額

耐震診断に要した費用の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)で4万円が限度額
※ただし、予算が無くなり次第締め切りますのでご了承ください。

4. 対象診断方法

社団法人千葉県建築士会又は社団法人千葉県建築設計事務所協会に所属する会員であって、千葉県が開催する木造住宅耐震診断講習会の課程を修了した1級、2級建築士または木造建築士のいずれかの資格者が「木造住宅の耐震診断と補強方法」((財)日本建築防災協会発行)に基づいて行う一般診断法または精密診断法による耐震診断

5. 補助金の申請方法

補助を受けるためには、耐震診断を実施する前に申請が必要になります。手続きの流れは裏面を参照してください。

6. 問い合わせ先・申請先

申請方法の詳細や不明な点は

都市計画課

TEL 0479-76-5408

までお問い合わせください。

○多古町木造住宅耐震診断補助金交付申請手続きの流れ○

